

特定非営利活動法人 「コイノニア」 設立趣旨書

コイノニア運営委員会は平成10年10月から、東京都と東久留米市の補助金を受けて、精神障害者共同作業所コイノニアを運営している。「コイノニア」とはギリシャ語で真実な交わりを意味する。

精神障害者共同作業所のルーツは平成4年4月にパン・洋菓子の店、(株)メルヘンを其の創業者が知的障害者の就労支援の場として開放したことに始まる。

これまでの障害者支援の取り組みの中で、精神障害者の疾病と障害を併せ持つという特異性と身体障害等と異なり障害の見えにくさが、行政の施策の遅れを招き、さらに社会の偏見と差別を助長してきていたと痛感している。

しかしながらこのような現実に対し、憲法25条に「全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と認められているように障害を負う故に人間性の尊厳が損なわれるようなことがあってはならないのである。

私たちはあらゆるバリアを取り除き、全ての人が地域において普通に暮らせるノーマライゼーション社会の実現を志向するものである。

これまでコイノニアは任意団体として、当事者に寄り添い、良き友として、良き相談相手となり、安らぎの場となってきた。また年4回のコイノニア通信(1回2500部)を発行し、普及啓発活動に勤めてきた。様々な行事を計画し、また地域のイベント等にも積極的に参加し、社会生活経験の乏しい当事者の活力を養い、パン・菓子・クッキー作りを通し、生きる喜びを与え、社会復帰を促進してきた。

これからの課題として、精神障害がその障害の特性から家族に理解されず、受け入れられにくく、社会的入院の一因となっている現実を踏まえ、其の現実を少しでも解消する為に理解しあえる仲間と暮らすことの出来る、グループホームの設立を目指したい。

また精神障害者の一般就労の難しさ进行を思ふとき、その人らしい社会復帰のあり方を目指し施設としての自助努力をなして行きたい。そのことが格差のない熟成した平和な社会の実現に繋がることを信じたい。

以上のことを実現する為に、情報公開等、所謂、法に沿った法人運営をしなければならぬという義務が伴い、事業の継続性が確立し、また社会的信用が得られ、且つ税制上の優遇措置があり、設立に費用の掛からない、特定非営利活動法人の設立を申請するものである。

平成18年9月10日

設立代表者

住所

東京都東久留米市滝山6丁目2番14-109

氏名

井口 信 治